

函 市 国

令和6年(2024年)1月18日

民生常任委員会委員 各位

市 民 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記資料を別添のとおり配付いたします。

記

個人番号を含む個人情報の紛失等について

(国保年金課)

電話 21-3148

個人番号を含む個人情報の紛失等について

後期高齢者医療制度において、1か月の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合に差額を支給する高額療養費について、被保険者から提出のあった後期高齢者医療高額療養費支給申請書（以下「申請書」という。）等を紛失し、未払いであったことが判明した。

なお、当該申請書等紛失による被害および第三者からの通報は確認されていない。

1 概要

令和6年1月9日（火）に当該被保険者の親族から令和5年9月28日（木）に銭亀沢支所に申請した高額療養費が未払いであるとの申立てがあり、未払いの原因を調査した結果、国保年金課で9月29日（金）の受付後、入力・点検作業および北海道後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という。）への進達が行われておらず、当該被保険者の高額療養費が未払いとなっていたことから、申請書等の紛失または誤廃棄が疑われたため、1月15日（月）まで国保年金課執務室内を限なく搜索したが申請書等の発見には至らなかった。

2 紛失または誤廃棄した書類および件数

- ・後期高齢者医療高額療養費支給申請書 1件
（記載事項）被保険者氏名、住所、生年月日、電話番号、被保険者番号、個人番号、銀行口座（銀行名・口座番号・口座名義人）
- ・通帳の口座番号等記載ページのコピー 1件

3 対象者および未払額

- ・対象者 後期高齢者医療制度被保険者 1名
- ・未払額 27,084円

4 原因

申請書の受付・入力・点検作業にあたり、受け付けた申請書が入力済・点検済など、どのような状態にあるのかの確認が徹底されていなかったことが原因と考えられる。

5 市の対応

令和6年1月15日（月）に当該被保険者および連絡のあった親族にお詫びし、了承を得た。また、未払いの高額療養費については、令和6年1月30日（火）に広域連合から支払いする。

6 再発防止策

今後は、個人情報を扱う事務処理における基本的なルールの遵守について改めて徹底を図るとともに、現行のチェック体制を見直し、申請書等の処理簿の様式を作業毎に都度確認できる様式とするほか、複数の職員で確認するなど再発防止に努めることとする。